組合の力をさらに伸ばすために！

あなたも組合士！

中小企業組合に従事する方々の資質の向上を図るため、その職務に必要な知識に関する試験（毎年12月の第1日曜日）を行い、合格者に「中小企業組合士」の称号を与えます。

現在、中小企業組合士の方々は、組合、金融機関など各分野で活躍されています。

（平成24年度中小企業組合検定試験「組合会計」第1問　設問1より）

（設問1）中小企業等協同組合会計基準の監査制度に関する次の２つの文章にある［イ］から［ホ］について、下記の語群の中から最も適切な語句を選び、その記号を解答用紙の解答欄に記入しなさい。

（監査人の身分について）　監事の役割は極めて重要である。監事は［イ］能力を備えていなければならないが、同時に［ロ］独立性、経済的独立性、及び精神的独立性が求められる。

（監査について）　組合が監事に与える決算関係書類の監査に要する期間は［ハ］を下回ることができない。
監事の監査を受けた決算関係書類は理事会の承認を経て通常総会の日の２週間前の日から［ニ］にわたり、主たる事務所に備えておき、［ホ］を添え通常総会に提出し承認を求めなければならない。

A. 監査人の　B. 専門的　C. 協力者の氏名　D. 監査報告書　E. ４週間　F. 監査の記録　G. 2年間　H. 1週間　I. 理事の　J. 信用上の
K. 監査の日時　L. 5年間　M. 監査計画書　N. 身分的　O. 国際的　P. 法律的　Q. 取引上の　R. 経済的　S. 運営的

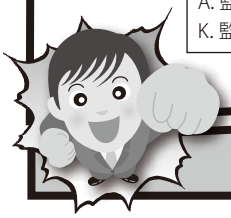

解答は、P16に記載してあります。

組合士及び検定試験に関するお問い合わせは、中央会 企画振興課までお気軽にどうぞ！

組合運営 ピンポイント PINPOINT!

理事会招集期間の短縮について

質問

本組合の現在の理事会の招集通知期間は、「会日の7日前」ですが、組合の実情によってこれを「会日の5日前」あるいは「会日の3日前」等に改めることができますか。

回答

理事会の招集通知については、中協法第36条の6において会社法368条が準用され、同条ただし書によって期間の短縮が認められていますので、組合の場合も短縮することは差し支えありません。なお、短縮する期間については、組合の地区の広狭等によっても異なりますが、少なくとも通知を受け取ってから議案について研究するくらいの余裕のあることが適当と思われます。また、書面議決を採用している場合は、郵便によって十分組合に到着する期間を加える必要があります。

先進組合を紹介します。

全国の先進的、先駆的な組合の中から、平成24年度に調査した事例を紹介します。組合の詳細については、企画振興課までご連絡ください。

テーマ●「革新性」を強調するソーシャルビジネス

企業組合かぶあがり（青森）

水産科学館運営による子どもの科学する心を育てる事業

指定管理業務をベースとし、子どもたちの科学する心を育てる「マリエント『ちきゅう』探検クラブ」を主宰。人間性豊かな将来の人材を育てるための学習の場を提供している。

http://www.marient.org/

全大阪個人タクシー協同組合（大阪）

携帯電話を活用した組合員支援システムの構築

携帯電話を活用した組合員支援システムを開発。組合員への情報提供能力の向上のみならず、安全・安心のまちづくりを視野に入れた事業の広がりに期待。

http://www.allosaka.jp/